

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年2月17日開催分）

司会者： それでは、もうお時間が来たということのようでございますので、裁判員経験者との意見交換会をそろそろ始めさせていただこうかと思えます。

今日、司会を担当させていただきますのは、大阪地裁の第14刑事部に所属しております、裁判官の坪井と申します。拙い司会で申し訳ありませんが、どうぞお付き合いのほどお願いいたします。

今日は5名の裁判員経験者の皆様方に御参加いただいております。今日はお寒い中お集まりいただきありがとうございます。

まず最初に、今日のお話の進め方を少し御説明させていただこうかと思えますけれども、今日は一応テーマといたしましては、量刑事情に関する検察官、弁護人の主張や立証活動、それから量刑に関する評議のあり方についてというのがテーマでございますけれども、求刑をかなり下回る判決がなされたような事案を選びまして、そこに御参加いただきました裁判員の経験者の皆様方にお集まりいただいております。

そこで、まず論告弁論に関する感想などをお伺いして、それから検察官の求刑というものについての御意見などありましたら頂戴したいと。それから、もちろんテーマとなっております立証、それからそのほかの公判活動についていろいろな御意見を交換させていただこうかと思えます。

大体、真ん中の4時ぐらいに10分ほどの休憩を挟んでいただこうかと思っております。それから、守秘義務についての御感想なども頂戴したいので、今日は報道機関から傍聴される方もおありだというふうに伺っておりますので、その方、報道機関からの質疑応答という時間も設けたいというように考えております。

それでは、まず今回の意見交換会に出席しております検察官、それから弁護士及び裁判官の各方々から、それぞれ自己紹介をさせていただこうかなと思えますので、では、まず検察官からお願いできますでしょうか。

小川検察官：大阪地方検察庁公判部で仕事をしております，検察官の小川と申します。よろしくお願ひします。

司会者：何か聞いてみたいこととか，今日のテーマについての何か。日ごろ考えておられる。

小川検察官：今回は検察官が求刑した年数の半分ぐらいになってしまったというような事件が検討対象となっているということですので，検察官の立証のどういったところが余り響かなくてこうなってしまったのかというようなところをちょっとお聞きしたいなというふうには思っております。よろしくお願ひします。

司会者：では弁護士の方からお願いいたします。

宇野弁護士：大阪弁護士会所属の弁護士の宇野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

弁護士の方からは，今の検察官の質問と逆なんですけれども，まず全体的な感想として聞いてみたいなと思っているのは，弁護士の，例えば弁論とかそういうものが響いて量刑が下がったのか，実は評議の中でそんな弁護人の意見というのは取り上げられていなくて，いっぱいいろいろな意見が出てくる中で，そうするとこういう量刑になりましたとか，その辺りの率直な感想をお伺いできればと思っています。よろしくお願ひします。

司会者：では最後になりましたが裁判官からお願いいたします。

橋本裁判官：大阪地方裁判所第15刑事部の裁判官の橋本と申します。

今日は検察官，弁護人の訴訟活動と皆さんのそれについてのお考えを承る機会というふうに考えておりますけれども，その際に裁判官としてどのような御説明をさせていただくのが今後よろしいかというようなことについてアドバイスをいただければというように思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会者：それではこちらの方から御参加いただきました裁判員経験者の皆様方，それぞれどのような事件に御参加いただいたかということを若干御紹介させて

いただきました上で、それぞれ一番お感じになった感想というのを伺ってまいりたいと思います。その後で意見交換ということでお願いしようかと思います。よろしゅうございますか。

それではまず、裁判員経験者1番さんの方が御参加された事件は、これは事案としては、罪名としては強盗致傷というふうに伺っておりまして、パチンコ店で、これ負けちゃった若者数名がやはり同じパチンコ店で大勝ちしていた被害者を帰り道で待ち伏せして、それで殴る、蹴るしてバッグを奪ってけがをさせた、こんな事件だったと思いますが、これが求刑が懲役6年の求刑だったんですが、判決は懲役3年、それから執行猶予5年で保護観察付きという結論になったというような事件であったと思いますが、何か今、御感想、覚えておられること、一番印象に残られたことなどありましたら、どうぞ、一言よろしく願いいたします。

裁判員経験者1：よろしく申し上げます。

この事件で一番記憶しているのは、最初に、一番最初に裁判員の意見を求められて、皆さん、それぞれ自分の意見を申し上げました。結局は執行猶予付きの判決になってしまったんですが。

以上です。

司会者：どうもありがとうございます。それでは、2番の方が御参加された事件は、罪名としては殺人未遂ということですが、ちょっと悲しい事件で、被告人は奥さんを自殺で亡くされて、それも自分のせいだというふうに思い詰めて、自殺願望を持つようになって、最終的にはお母さんを殺して死刑になろうというふうに思い詰めて、お母さんの殺害を試みた。ただ、お母さんは結局抵抗したので未遂に終わった。その後、被告人は自首をしたと、そんな感じの事件だったと思うんですけども、求刑が懲役5年であったのが、判決は懲役3年、執行猶予4年で保護観察付きという結論であったと思いますが、この事案では何か印象に残っておられることなどございましたらよろしく願いいたします。

裁判員経験者 2：今日はよろしく申し上げます。

今、御説明にあったとおり、ちょっと事情が複雑というところもあって、一般的に裁判員制度は凶悪事件というか、罪状が重い事件を担当するということになるんですけど、この話を聞いて、一般市民なので、感情としては被害者感情としてまず入っていくところだと思ったんですけど、これどちらにも入っていけない話だったんですね。ちょっとそこで、じゃあ、どういった、最終的な、落としどころというところと変ですけど、懲役なのか執行猶予なのかというところはもう、逆にそこは裁判官の方とかの今までの過去の話とかを聞くことによって、そういった事例が逆に役に立ったのかなあ、その中で話し合っただけで、最終的なところを決めたという形にはなったんですけども、そこはちょっと逆にいい経験をさせていただいたなと思っています。

司会者：どうもありがとうございました。次に、3番さんの参加された事件は、罪名としては強盗致傷と覚せい剤取締法違反。メインになりますのが強盗致傷の事案ですけど、これがちょっとなぞの多い事件で、一応検察官の起訴内容は2人組の車上狙いの犯人が被害者に目撃されて、そのうちの1人である被告人が被害者を殴ってけがをさせたんですけども、結局、取り押さえられたと、そういうような事案であったかと思えますけれども、被告人は完全に窃盗の方をしたということも否認していて、証拠もなかなか薄いという、非常に難しい事案であったというように伺っております。御感想等ありましたらよろしく願いいたします。

裁判員経験者 3：今日はよろしく願いいたします。

今おっしゃっていた内容で、当初からかなり難しい裁判だなという印象をスタートから裁判員全員が思った印象です。今おっしゃったように、共犯とされる人が逃げて、盗難車で、結局、3日後に見つかったんですが、犯人はまだ見つかっていない。さらに被害者と一緒に朝方といますか、暗い朝方、夜中なんですね。銭湯へ一緒に行った人がまだいろんな事情で行方不明になっているということで、証言なり裏づけなり、証拠が非常に少ない中で、ま

た現場での防犯カメラがダミーであったと、ほかは本物であったけれども、偶然かどうか、しっかり写っていない場所で犯行されたということで、毎回議論を積み重ねていく中で、少しずつ裁判員が、最初ははてな、どんな事件だろうというところから、少しずつ全容がわかってきて、推測、または推察の積み重ね、それとそこから出てくる証拠、これしかないという証拠がまた見えてきましてですね。それで検察、弁護人の方のいろいろ議論を聞く中で、さらに裁判員としては見えてきたということです。私らの裁判員の中では、特に裁判官3人の方の誘導とかそういう意識は全くなくて、裁判員さんの6人の意見、さらに補充裁判員の意見を求めるぐらい、すごくこちらの意見を尊重していただいたという感じで、それぞれ検察官と弁護人、それぞれの立場は違うんですけれども、それぞれの立場で、本当に真剣にここまでドラマとか映画以上の感じがしました。ここまで両者とも真剣にされているなということで、ある意味、感動を覚えました。以上感想です。

司会者：どうもありがとうございました。続きまして、4番さんの御参加された事件は、罪名としては殺人未遂ということですが、内容は非常にシビアな事案で、他人を殺して自分も死ぬんだという考え方にとらわれた被告人が、路上で他人の方を包丁で刺して重傷を負わせたと。被害者の方も非常に大きな被害を受けられたけれども、被告人もいろいろな問題を抱えていて、いろいろ悩まれた事案ではなかったかなというように思うんですけれども、御参加された御感想などありましたらよろしくお願ひいたします。これは、求刑が懲役7年、判決が3年6か月という実刑の判決になったわけでご覧ですね。

御参加いただいた御感想ありましたらよろしくお願ひいたします。

裁判員経験者4：よろしくお願ひします。

確かに、事件の概要を伺ったときに、非常に凶悪な犯罪である、通り魔的な犯罪ということで、社会的に周辺地域を不安に陥れたということで、これは悪いなというイメージはあったのですが、その後さまざまな状況、被告人の状況等をつぶさに観察、あるいは説明していただくにつきまして、相当大きな事情

を抱えておったんだなということもよく理解ができました。ただ、被告人の方への処罰感情が非常に強いままであったということもありました。争点としては心神耗弱なのか、心神喪失なのかということで、精神科のドクターの鑑定も踏まえて、裁判員だけではなくて、補充裁判員の方の意見も、いろんな意見を裁判長の計らいで本当に緻密に審議をさせていただいたんですけれども、やはり再犯の恐れということもあり、本人の更生に向けた社会的なサポートの必要性も強く感じることで、最終的には求刑を下回る判決になったんですけれども。そのかわりに御本人、被告人の方の今後の社会更生のために、それなりの矯正的な処置ができる施設への入所という前提、これも検察官の方が紹介していただいたんですけれども、そういう施設があるのであれば、そこに収容して、もう一回社会に復帰してもらおうねということで、被害者感情もありながらも加害者の方への思いも込めた、判決ではなかったのかな、このように考えております。

司会者：どうもありがとうございました。最後になりましたけど、5番さんの御参加いただきました事件は、先ほど3番さんが御参加いただいた事件と同じ事件ということで、先ほど言い忘れましたけども、この事件は求刑が懲役8年だったのに対して、最終的な判決は懲役4年ということで、半分ということになったわけでございますね。御感想などありましたらよろしく願います。

裁判員経験者5：よろしく願います。

3番さんのときに説明があったように、本当に情況証拠ばかりで物的証拠がすごく少なかったんですけれども、弁護士の方とか検察官の方とかの説明を聞くと、どうしてもああそうやなと思ってしまってすごい揺れたんですね。でも、その中で裁判官の3人は本当に冷静に、どっちの意見もえこひいきというのか、偏りなく聞かれていたのはすごいなと思ったのと、被害者の方と加害者の方の残りの人生を本当に考えた事件であって、この事件を担当したことによって普通の生活でも、一つの方向からだけ見るんじゃなくて、ほかの人の意

見も聞かないといけないなということを学びました。以上です。

司会者：どうも本当にありがとうございました。

それでは、まず今日の事案は、先ほども申しあげましたように、求刑をかなり下回る判決がなされたということで、まず、論告弁論、こういうものについてどのような御感想をお持ちであったのかなあというような辺りをお聞きしてみたいと思うんですけれども。検察官や弁護士から、この点をぜひ聞いてみたいというようなところがありましたら、どちらからか。じゃあ、宇野弁護士からお願いいたします。

宇野弁護士：済みません、個別の話になっても構わないですか。

司会者：構わないですよ。

宇野弁護士：裁判員経験者1番さんの事件なんですけれども、この事件で結論としては執行猶予がついたということになっているんですけれども、この一番の決め手というか、主な理由になったところがどこだったのかなあというところを聞いてみたいと思っています。

もう一つちょっと質問がありまして、この事件というのは、実は起訴状で書かれた事実におおむね争いがないんだけど、隠れた共犯者がいるというのが弁護側の主な主張で、一応判決の中ではそれは認定されているということになると思うんですけれども、この隠れた共犯者がいたという弁護側の主張と、それが認定されたということが量刑上何か影響を与えたかどうかというところについてお聞かせいただければと思います。

司会者：では、特にその弁護人の弁論ですね、その主張が受け入れられた結果、この判決というところに影響があったのかという辺りはいかがなんでしょうか。御感想ということでよろしくお願いいたします。

裁判員経験者1：もちろん、当然のことかもわかりませんが、検察官の方と、それから弁護士の方、相対することが非常に多くて裁判官の方と裁判員で話し合った結果、そういう判決を出したので、当然、弁護士の方の意見というのは非常に参考にしたというのが印象にあります。

ましたということなのか、その辺りの感想という形でお伺いできれば、皆さんから。

司会者：それでは、皆さんからということでよろしいですか。では、先ほどは1番さんに集中的に聞いてしまいましたので、今度は5番さんからお聞きするということでよろしいですか。5番さんからどうぞ。弁護人の弁論。

裁判員経験者5：もちろん、弁護士の方のお話というのはメモにとって何回も見直したりとか、こう言っていましたよねとか、皆さんで話したんですけども、その話とプラスして、やっぱり証拠がなかったのと、加害者側と被害者側が全く言っていることが違ったので、みんなで推理したような気がします。

司会者：この事案は結局弁護人の主張は採用されなかったんだけど、判決は軽かったですよ。

裁判員経験者5：そうです。

司会者：弁護人の意見というよりは、みんなで考えた結果という感じなんですか。

裁判員経験者5：そのような気がします。

司会者：4番さんの事件ではいかがでしょう、弁護人の弁論が響いたかどうかなんですけれども。

裁判員経験者4：もちろん弁護士の方の弁論も熱心に。ただ、検察官の方のおっしゃることもそうなんですけど、大筋では争う点というのはほとんど事実認定についてはないんですね。最終的に本人の状態がどうであったか、心神喪失であったのか、耗弱であったのか、若干のその判断能力があったのか、なかったのかというところに煮詰まっておりましたので、どちらの立場ももちろんお話を聞かせていただいて、そこだけ意見が分かれるわけで、専門のドクターのお話も伺ったんですけども、我々、当然素人ですので、専門、学術用語を駆使されてもなかなか情報を共有化するところまでは裁判官の方も含めて至らなかったんですけども、さまざまな弁護人の立場から行われた弁論と、検察官の方の弁論とずっと突き合わせていってもほとんど、最終的な1点で耗弱であっ

たのか、喪失であったのかというところで、何回も何回も堂々めぐりして、黒板にいっぱいいろんな文字を書いて、パターンを書いて、書いては消し、書いては消し、裁判長、大変御苦労されていましたがけれども。

司会者：どうもありがとうございました。では、3番の方、5番さんと一緒の事件でしたけど、弁護人の弁論というものの影響という意味ではどんな御印象をお持ちでしょうか。

裁判員経験者3：結果的に事件として、強盗致傷、打ち所が悪かったら脳内出血で亡くなっていたかもしれない事件なんですけど、その前に弁護士の方の弁論の中で、ずうっと前から計画された事件ではないんだと。数日前に逃げてしまっている共犯者から誘われて、ずるずるその事件の当日一緒にやってしまったと。偶然なんだという、計画性はないんだというこの弁論と、あと本人が反省している家庭の事情とか、その辺をきちんと冷静に弁論されている中で、弁護士の方のおっしゃるとおりだなあというふうに思いまして、それもまた帰って、みんなで議論するとき、かなりの時間をかけて、弁護士の方の主張されていることをみんなで検証いたしました。また次の日に検察の方のお話、あ、検察の方、そのとおりのやなど、こっち行ったり、あっち行ったりふらふらするんですけども、結果的に素人ですから、あっち行ったり、こっち行ったりするんですけども、結果的に裁判官3人の方が一つ一つ整理して落ちついて、これはこういうふうに、弁護士はこういうふうにおっしゃっていたんですよ。検察の方はこういう意味で言われたんですよということで整理、もう一度振り返る時間がいっぱいありまして、そこで何が不明なのか、何がわかって、何を、争点といっても、非常に難しい部分が多いので、自分たちでそしたら話し合うところはこことここに絞ろうやというふうにそこまで持っていったというのはやっぱり双方、わかりやすいというか、それぞれ立場反対ですから、わかりやすい、きちんとしたお話で進んでいったなという印象はあります。以上です。

司会者：ありがとうございました。2番さんはいかがでしょう、弁護人の弁論という点では。

裁判員経験者 2：自分のときの場合は、4番さんと割と近い感じで、心神耗弱かどうかという話と、まあ、事実関係は検察の方から全て出ていた。あとはそこにある背景というところが問題になっていたはずで、で、そうすると、弁護士の方はそれまでの経緯云々というところが長く説明いただいたので、それをどれだけ自分たちが酌み取って、必要な情報は何か、どうかというところが、争点というか、議論する場になっていたと思います。そういった意味でドクターも来られましたし、ましてや私のときの場合は、被害者が肉親であったというところもあって、重くし過ぎるとみんなが不幸になるという結論が見えているので、その被害者も刑を軽くしたい云々という話も弁護人の方も言われていましたので、そういったところでは弁護士の方の意見というのは参考というか、少なからず影響はあったと考えています。

司会者：1番さん、弁護人の意見というのは、1番さんの目からごらんになられたらいかがでございましたでしょうか。

裁判員経験者 1：僕が、まず裁判長に聞いたのは、この弁護士の方は国選ですか、私選ですかいうて、それによって弁護士方針違うのかなあという、そういうイメージもありまして、いや、それは関係ありませんよと、しっかり弁護されていますということで、ああ、納得、素直に納得はしたんですけどね。

それと、私が担当した事件は、ほとんどもう証拠も固まっていまして、被告人も罪を認めているような事件でありましたので、弁護士の方はほとんど情状的なことの話をされていまして、弁護士の、当然弁護士の方の法廷戦略というんですか、それもあるのかもわかりませんが、情状証人を非常にたくさん採用された。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、どうしましょう、小川検事、論告についての御意見も聞いてみませんか。

小川検察官：そうですね。はい。

司会者：では、どなたから。

小川検察官：検察官としては主に3番の事件で聞きたいので、3番の方と5番の方を中心に聞いていただければと思います。

司会者：では、小川検事の方からのリクエストで、検察官の意見、求刑8年ということでしたけれども、これに対しての御感想など、じゃあ、3番さんと5番さんを中心に。じゃあ、3番さんの方からお願いできますか。

裁判員経験者3：求刑、ちょうど法廷の中で位置的に私の座っている位置が検察官の前でございまして、一番よく聞こえている場所なんですけど、弁護士の方もそうなんですけども、検察官の文書で先に渡される、その争点とか問題点、それをきちんと論理的にわかりやすく、素人の人もわかりやすく、こう、そういう書類を渡されまして、だあっと一読みして、あ、こことここがポイントだというふうに分かるような進め方でございました。ただ、やはり弁護人とは全く逆の非常に厳しいあれなんですけども、8年ということ。

ただ、弁護士の方が言われている計画性、前もって計画をやったのかどうかというところで、私ら裁判員の中で議論しまして、そういう意味では判例、ちょっと次の議題に割り込んでしまうかもしれませんが、量刑の話も議論していく中で、今までの判例というのは、私ら一般素人では全く初めて出会う場面なんですけれども、ああ、なるほどなという説明がありまして。その判例というのはやっぱり今までの過去の例といいますか、これも大事なんだなあと思いました。今は今の事件で判断したらいいじゃないのという気持ちもあったんですけども、判例の大切さとか、その辺も、裁判官、説明されまして、自分なりに納得したつもりでございまして。以上です。

司会者：5番さんからも検察官の論告についての御感想、特に求刑ですね、量刑意見など。先ほどのお話ですと、検察官の論告は、特にこれまでの裁判の量刑傾向というものには何も触れずに論告がなされているということになるわけでございますかね。それはどんな、何か御感想とか何かありましたですか。

裁判員経験者5：そうですね、正直、最初に裁判長から事件の立証責任は検察側にあると伺っていたんですね。なので、こんなに証拠がない状態でよう8年も

出したなというのが私の正直な感想だったんですね。8年出すんやったらもっと証拠出せよというのが。で、それは裁判員の中でも確かに不満があったんですね、こんなんでというのが。裁判長とかがかみ砕いて、何もできない、裁けないわけではないということで、もうどうやってもこの人しかないやろうというんやったら事件としてやってもいいということだったんですけど、やはり8年というのはこんだけ証拠がない中でどうなんやろうというのは正直ありました。済みません。

司会者：どうもありがとうございます。ほかの方も、4番さんの事件ではどうでしたか、検察官の論告はどういう印象をお持ちになりましたですか。論告、求刑ですが。

裁判員経験者4：論告、求刑の中で、社会復帰に向けた、そういった施設について述べておられまして加害者の方の罪を償う、その償い方についても、本人の状態を踏まえて、そういった施設まで調べた上で求刑されているというところが最終的に判決につながったんじゃないかなというふうに考えています。

司会者：そうしますと、むしろ検察官の論告は好印象という御感想をお持ちですか。よく考えられているなあという感じなんですかね。

裁判員経験者4：そうですね。方法ということで、罪を償わせるんだということはもちろん、そういうツボは外さないで、加害者の方の今後の更生についても目を向けた論告やったという、好印象と言えば好印象ですね。

司会者：ありがとうございます。それでは、あとは2番さんから伺いましょうか、よろしく願いいたします。

裁判員経験者2：自分のときはちょっと本当に検察官の方からはもう本当事実で、その本当、4番の方と一緒になんですけれども、心神耗弱だとか、そこに至っているか、病気として、本当にそこは病気だったのか、単なる勢いだったのかというところが、まず一番の論点、争点だったと思います。ちょっとすごい難しいところではあるんですけど、そこが、検察の方のお話が直接的にかなり訴えかけてくるものがあったかどうかという意味では、私のときはそれほど

もなかった。状況としてかなりの残虐性とかがあれば別だったのかもしれないですけど、事実関係を見る限りはそこまでのことはなかったし、検察の方もどっちかといえば何か絶対に懲役に持っていくんだというところまで、逆にちょっと感じられなかったかなというところがあります、全体の雰囲気としてなんですけど。

司会者：ありがとうございます。1番さんの事件では検察官の論告はどういう印象を持ってお受けとめになられましたか。

裁判員経験者1：一番最初に思ったのは、検察官の方から前もってレジュメをいただいたんですね、こういう趣旨のというような形の。弁護士の方からも同じような形をいただいたんですが、弁護士の方からいただいたのはA4に片面やったか両面やったかそれやったんですけど、検察官の方からいただいたのは非常に細かく状況等々、重要なところは太字で書いてあって、国家権力というのはすごいなあと思った印象があるんですよ。それを見る限り、うーん、これは執行猶予はつけへんのちゃうかなあというような形で、最初に先入観を我々裁判員に持たせるのはこれすごいやり方やなと思ったのが印象に残っています。

司会者：文書としてはよくできているという御印象だったということですか。

裁判員経験者1：はい。もう、これを見たらもう一目瞭然やなあ。それに伴って論告、求刑等々、意見陳述等々もしていただいたんですが、これを、反対に言ったら、これをもう、ただ読んでいるだけでも十分分かるような、そんな内容やったような記憶しています。

小川検察官：今のは冒頭陳述のお話でしょうか、論告のお話ですか。

裁判員経験者1：その分には冒頭陳述からずうっと書いてあったような記憶があるんですけどね。

小川検察官：冒頭陳述はA4、1枚。

司会者：そうですね。論告の方ですね。論告はA3、2枚、ぎっしり、努力の成果という御印象だったわけですかね。

裁判員経験者1：はい。

司会者：それでは、裁判官の方から何か質問したいこととかありませんでしょうか。

橋本裁判官：裁判官の橋本でございます。今まで貴重なお話をずっと伺っていて感じたのは、論告、求刑、皆さんの事件は、論告から、求刑から見ると割と軽くなったということで、論告を聞いていて、求刑まで行ったときに重いと思われたのか、それとも、まあ、検察官やったらこんなもんやろうと思われたのか、その辺をまずお伺いしたいなあと思います。皆さんの御感想で結構です。評議の中でどんな話が出たかじゃなくて、皆さん、個々人が、重いと思ったのか、それとも、まあ、事件からしてこんなものだと思ったか、あるいは検察官の言い分からすると、こんなふうなものだと思ったのか、何か受けた、率直な印象、第一印象みたいなものをお聞かせいただければと思います。

司会者：では、1番さんの方から、これは懲役6年という求刑は、ぱっと、第一印象としてはどうお思いになりましたですか。

裁判員経験者1：まあ、こんなもんかなあと。第一印象としてはそう思いました。

橋本裁判官：それは本人さんがやった事件から見てそんなもんかなあと思ったのか、検事さんが論告で言っている主張からするとそんなもんかなあと思ったか。これはこんな事件で、こんなひどい事件だという言い方から考えたら、こういう求刑になるやろうなというふうに思ったのか、事件をずうっと審理を携わってこられて、まあ、この求刑はそうやろうなと、論告を離れてでもそう思われたのかと言われるとどっちの感じでしょうか。それともそのときはそこまではまだ区別するような暇までなかったという、そんな感じでしょうか。

裁判員経験者1：いえ、先ほどもちょっと私ちらつと言うんですが、日本の裁判というのは復讐を認められていないと。ですから、国が、検察官が被害者に代わって復讐するという言葉は悪いですけど、それ相応の罰を与えるというイメージを持っていたわけです。で、なおかつ、その被害者の方が被告人に対して厳罰を望んでいるということで、一番最初の検察官からの論告、求刑等々

を聞いて、正直、軽いぐらい違うのかなあと、でも、まあ、本職の検察官の方がいろいろ調べてしたんで、ああ、なるほど、こういうもんなんかなあと。いいか悪いかわかりませんが、自分が被害者になったつもりで考えたら、6年というのは相当、もしくは軽いぐらい違うかなという印象を受けました。

橋本裁判官：割と被害者のお気持ちになって聞いておられたという、そういう感じになりませんか。

裁判員経験者 1：はい、そうです。

司会者：2番さんの事件では懲役5年、求刑だったようですが、これは2番さん自身としては印象はどのようにお持ちでしたか。

裁判員経験者 2：一番最初ですよ。正直、ああ、こんなもんなんだ。こんなもんというのは軽いんだというよりも、これぐらいやと5年なのかという、例えばふだん目にする事件だとか、そういったところで、例えば、3年や5年や10年やってあるんですけど、その判断基準というのがない状態であの場に入って行って、ましてやこのちょっと事件の複雑性というところもあって、これだと、まずは多分、機械的に5年なのかなというところは感じました。重い、軽いではなく、検察側はざっとこの結果ありきで、こういうものに対しては5年なんだろうなという、まず印象です。自分がそこらに対して、重い、軽いは余りそのときは感じなかったような気がします。

司会者：ありがとうございます。では、3番さんと5番さんの事件では懲役8年の求刑だったんですが、お聞きになったときの第一印象としてはどのように思われましたか。3番さん。

裁判員経験者 3：最初は検察官の8年に近かったんですけども、どんどん、どんどん話を何日もこちらへお邪魔していくたびに、5番さんがおっしゃっていた、後々、子供さんもいるしということが頭をよぎってきまして、この年になりましたら大分被告人の年齢を考えますと、自分の息子のような年齢になりますので、その辺は、個人的な事情は払おうとするんですけども、結果、4年になってよかったなというような感じはあります。

それともう一つ、先ほども申し上げました、弁護士の方が前もっての計画性でやってきたんじゃないんだという主張を裁判官の方がやはりしっかり取り上げられて、どうですかということで、裁判員のみんなにもう一度、それも誘導じゃなくて、こういうことがあるんでどう思いますかという、今まで推測して積み上げてきたことをもう一度振り返って、もう何回も何回も振り出しに戻って議論してきた結果が4年で良かったのかなというような感じは受けます。以上です。

司会者：5番さんの方は懲役8年という求刑はどのようにお受けとめになられましたか。

裁判員経験者5：正直、罪が2つあったので、そんなもんなんかなあって、本当にわからなくて、テレビでやっている凶悪な殺人とかで裁判、何年になったとかというのを聞いていても、2つやからこんなもんなんかなあというのでまず始まったんですね。で、そこからみんなで考えたら、結果がこうなったというだけで、最初のその8年というものに感想というのは特になかったんですね。2つ足したらこないなるんやみたいなのしか。

司会者：ありがとうございます。4番さんは懲役7年という求刑をどうお受けとめになられましたか。

裁判員経験者4：求刑のときに、行った行為に見合った刑を言い渡す必要があると、最初にばしっと検察の方おっしゃいました。これはもう我々同感、全く同感、当然のことやと思っております。で、7年。量刑については7年が妥当なのかどうなのか、全然ピンとこなかったんですけども7という数字については特に感想はなかったです。

司会者：どうもありがとうございました。

ではちょっとこれからますます御意見出てくるかと思えますけれども、ここで4時になりましたので、一旦、10分ほど休憩を入れさせていただきます。

(休憩)

司会者：それでは、立証ですね、証拠の組み立て方とか、それから先ほど言葉遣いなどの話も出ていましたけれども、検察官や弁護人の公判活動についての御感想なども伺っていきたいと思いますが、先ほども少し話が出ておりましたけれども、検察官、弁護士の方からはどの点を聞いてみたいとか、何か御意見ありませんでしょうか。

宇野弁護士：弁護士の宇野ですけれども、これ、今回取り上げられている事件というのは、基本的に、3番さんと5番さんの事件は鮮烈な否認事件なんですけれども、それ以外はおおむね大筋に争いがなくて、まあ、責任能力が争点になっている部分があると思うんですけれども、事実関係はおおむね争いがなくて、その評価であるとか、情状面というところが大きな争点だった事件だと思うので、弁護側、立証について、こういうところを聞いてみたいというのはちょっと今回は用意はしていないんですけれども、全体的な感想として、こういうところの立証が良かったとか、先ほど2番さん、どなただったかな、情状証人がいっぱい採用されて、その人の意見、1番さんやったかな。情状証人の意見を重く判断の中に取り入れられたという御意見もあったので、弁護側の立証活動の中で、こういうところが量刑評議に影響を与えたという部分があれば教えていただければと思います。

司会者：では、1番さんでしたかね、情状証人で、この情状証人はいいなと思ったとかというようなところは何かありましたでしょうか。

裁判員経験者1：ちょっと具体的にというのはちょっといまいちピンとこないんですけど、私も裁判員に選ばれたからにはきっちりと審議したいなという意識はありましたので、どんどん証人の方には質問させていただいたんですよ。その質問に対してスムーズに答えていただいたということを非常に信ぴょう性の高いといいますか、なるほどな、道理が通っているなあ、うそはついていないなあというふうな形の一つの材料にはさせていただいたような思いがあります。

司会者：では、ほかの方々に聞いてみましょうか。2番さん、4番さん。では、2番さんはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者2：ちょっと難しいところなんですけど、すごい裁判、全体の話になっちゃうかもしれないですけど、自分のとき、すごい失礼な言い方になるんですけど、ちょっと弁護士の方、2人おられたんですけど、1人若い方で、若干ちょっと、逆にちょっと頼りないところがあって、当然、検察側は事実関係でこうですね、こうですねという、その確認作業になっていて、で、弁護士の方はそれに対するその被告人の方の背景だとか、周りの環境とかの、そこで情に訴えるというか、情状酌量の余地がというところを訴えてこられるところはあったので、そこをどんだけ、さっきも言ったんですけど、どんだけ酌み取っていくかというところでしたね。

ちょっとそこは本当感想なので、お互いのしゃべり方とか、若いからまだちょっと頼りないかなとか、すごい第三者的には見てはいたんですけども。

司会者：4番さんはいかがでしたか。弁護人の出した証拠ですね。特に証人尋問などはどのようにお感じになりましたですか。

裁判員経験者4：当時の弁護人の方、今そちらにいらっしゃって。

司会者：言いにくい。

裁判員経験者4：そういう意味じゃなくて、すごく最初も言うてましたように、検察官の方も含めて全体に対して非常に紳士的な、わかりやすい問いかけとか、説明をしていただいていたので、非常に好印象を持っております。

司会者：ありがとうございました。どうぞ。

宇野弁護士：ここから先に聞かれる方に、逆に、例えばその評議の段階で、もっとうこういうことを立証してくれていたらよかったのにとかという、困ったポイントみたいなものがあれば、それをむしろ伺った方が参考になるかなと思ったので、今から次の方以降はそっちに質問を変えていただいてもいいですか。

司会者：ではもう一度お聞きしてみましょうか。そうですね、ここをもうちょっと立証してもらいたかったというのは何かありますですかね。1番さん、何か

お感じになられたことありますか。

裁判員経験者 1：そうですね、今ちょっと話に出ましたように、弁護士の方というのは、やっぱり検察官からこうされた方の、言われたことの反証というんですかね、そういうものをきっちりとすることによって裁判員の印象というのは変わってくるんじゃないかなあと。やっぱり検察官がこの事例はこうですね、いえ、違います、これはこうですというふうな形の、このやりとりがあってこそその裁判員が我々の判断基準になってくるんじゃないかなあと、そのような印象を受けます。

司会者：2番さんは何か、ここをもう少し聞いてみたかったというのは何かありますか。

宇野弁護士：もし、個別に全員お伺いするのも時間的にもタイトだと思うので、もし、ここをもうちょっと本当は証人が語ってくれていれば事情として変わったのになあとかというのを感想がおありになる方だけ、あとお聞きできればそれで十分です。

司会者：ありますか。

裁判員経験者 2：特には、はい、ないです。

司会者：3番さんや5番さんの事案では、ここを聞いたかったって何かありますか。では5番さん、どうぞ。

裁判員経験者 5：共犯者とされる行方不明になった人と被害者の事件を目撃していた人、あの人をぜひ探してほしかったです。

司会者：なるほど、どうぞ。

裁判員経験者 3：重なってしまいましたので、それ以外の感想として、弁護人の方、かなり理路整然としっかり訴えられる姿勢が見られて、それはそれでいいんですが、若干マイクの使い方。たまたま私が遠かったか知らないんですけども、ほかの裁判員の方も聞きましたらやっぱり聞こえにくかったと。弁護人に一番近い方ですら何をおっしゃっているかわからなかったということで、書類を見たらそのとおりに分かるんですが、ただ一方、検察官の方、3人の方、皆さ

んお若い方なのですが，その席から離れて，かなり訴えるような，ジェスチャーという言い方はおかしいんですけども，説得力といたしますか，あと滑舌がはっきりしているということで，その辺が，両者とも内容はすばらしいのですが，その表現の仕方，マイクの使い方，その辺ですごく印象的に大分差が出てきているのかなど。たまたまそのときの弁護人の方，ちょっとおられませんので，そんなこと言って申し訳ありません。

司会者：1番さんも今なるほどとおっしゃったんですけども，そういう印象をお持ちですか。

裁判員経験者1：全く同意見で，やっぱり検察官の方は非常に言葉巧みといたしますか，理路整然といたしますか，しっかりとした滑舌が激しかったんですけども，はっきりと聞こえました。やっぱり弁護人の方はそのまま見せてもろうているレジュメを棒読みしているような感じに見えましたので，もうちょっと，何というんですか，親身になってというか，裁判員，裁判官一人一人に目を見るような形で訴えていただければ印象が違ったんじゃないかなあとと思います。

司会者：4番さんはここがというのは何かおありですか。ここをもう少し知りたかった。

裁判員経験者4：というか，検察官の方も弁護人の方も非常にはっきりとプレゼンしていただきましたのでよくわかったんですけども，証人の精神科の先生の御説明がなかなか，時間はかかったんですけども，内容を理解するのに難しかったので，もう少しあの辺りをわかりやすく説明していただければなと思いました。

司会者：検察官からは何かこの点を聞いておきたいというのは何かありますか。

小川検察官：ちょっと話が戻ってしまいますけれども，先ほど4番さんの事件の関係で，実刑にはというお話があったと思うんですけども，その中で，7年求刑の中で，3年でも4年でも5年でもなくて，3年6月というふうになったポイントといたしますか，その辺りを教えていただければと思うんですけども。

裁判員経験者 4：これは裁判官の方から判例を幾つか提示していただきまして、かなりたくさん事例を当たって調べていただいたようで、最大で7年、軽い場合には、何年やったか、1年、何か説明があったんですけど、執行猶予がつく場合もありますよという。

司会者：今4番さんの方から判例というものがありましたけれど、これは量刑検索システムというところから出したデータじゃないかなと思うんですけども、グラフのものと、それから一覧になったものと両方あったと思うんですが、示していただいておりますでしょうか。その辺りの使い方、何か覚えておられるところはありますか。

裁判員経験者 4：今の御質問で、記憶がね、もう一つはっきりしないんですけども、投射する機械で見せていただきましたのでグラフだったかなと思いますね。かなりデータ持っておられましたので。プロジェクターで、それで幾つか拝見しました。

司会者：3番さんも領いておられましたけども、同じような資料が裁判所の方から提供されておるんですか。

裁判員経験者 3：そうですね。グラフとデータと一緒にがらがら出されました。

司会者：あの資料をごらんになって、あれの使いやすさというんですか、使い勝手というんですか、その辺りで何か御意見がありましたら頂戴したいと思うんですが、どなたか御意見がおありの方おられますでしょうかね。

宇野弁護士：済みません、この点に関してちょっといろいろ質問したかったので、量刑評議のあり方に入ってくると思うんですけども、まず弁護士としてお伺いしておきたいのは、これをまずどの段階で見せられたのかということと、見せられたことでどういう印象を受けたかということと、いつ見せられたのかと、見せられたことによってどう感じたのかということをお伺いしたいんですけども。

司会者：1番さんはいかがでしょう、そういうデータを裁判所の方から提示というのはございましたか。これはかなり影響はありましたか。

裁判員経験者 1：はい，ありました。これは今まで過去に裁判官の方々がやった分でしょうと。我々，新たに何人か裁判員を集められてやったということは，これより重いにしろ，軽いにしろ，別の量刑があってもいいんじゃないかというふうな問いかけをしたことがあるんですけど，これはやっぱり参考にしてもらうのが一番だと思いますというふうな答えだったと思うんですよ。

当然，そういう話を聞きましたので，あ，なるほどなあ，この件については最高がこれなのかと。で，先ほども言いましたように，被害者を自分，もしくは自分の家族に置きかえたことについて，幾ら何でも軽過ぎるん違うかなと思ったのが自分の印象でした。

司会者：それは評議の中のかなり早い段階で提示があったんですか。

裁判員経験者 1：ごめんなさい，その状況がちょっといつやったかというのが余りはっきりしないんですけど。

司会者：それなら結構です。

裁判員経験者 1：何回か無記名の投票をした後に見せていただいたような記憶があります。実際，自分が考えた量刑よりも最高量刑が少なかったような記憶をしております。

司会者：2番さんのときは，このデータの提示は時期的にはいつごろだったのか，それから，それを見て意見に影響というのはやっぱりお感じになりましたですか。

裁判員経験者 2：はい。データ自体はかなり後半だったと思います。そこら辺は多分，この裁判員制度のやり方で多分ある程度統一化されているかとは思いました，裁判官の方の進め方として。まずはその裁判の仕組みの説明，あとは罪を，有罪，無罪というか，罪を償うか否かというところからスタートして，例えば，私のときの事案でいくと，心神耗弱はどこというような話もありましたし，あとは執行猶予についての説明，それはどんなように適用するかということをもまずきっちり説明された上で，じゃあ，今回の事案の場合はどのようなデータがというグラフから始まって，さらには，例えば，まあ，今回身内の方の

あれだったんですけど、じゃあ、身内の方の場合はどうだったかというような、かなり絞り込みをされていたので、そこは単なる裁判官の方の経験則だけではなくて、実際数値として、実際、そんだけデータベース化がきちんとされて準備されていることには驚きました、という感想です。なので、かなり仕組み的にはある程度構築されてはきているのかなあと思いました。

実際の影響についてなんですけど、そこはやはり数字としてどこに決めていくかということはあるので、そこはやっぱり、誘導じゃないんですけど、そこへの落としどころの影響はあったと思います。以上です。

司会者：ありがとうございます。先ほど3番さんのお話ですと、やはりそういう事例紹介、事例のデータが出てきたということなんですが、これはいつから出てきましたか。

裁判員経験者3：かなり後半の方なんですけど、実質1日とちょっと時間をかけて量刑の話を議論しまして、その中で、一番ラストじゃなくてあくまでも後半で、その後議論する時間もたっぷりありました。それで、量刑を見ての参考でいろいろ、それでヒントとか誘導も一切なく、議論していく中で自由に裁判員の中で議論ができたんですね。私個人的には、被害者の悔しさもあるんですけども、話、繰り返しますけども、加害者の家族とか子供2人抱えている、そういうことがやはりじっくり頭をよぎっていったと、で、弁護人の方の主張を改めてじっくり考える時間があったなという感じで、そういう意味で、その参考のデータというのは非常に役に立ったという印象ですね。

司会者：ありがとうございます。5番さんも同じデータだったと思うんですが、5番さんの方は影響というのはやはり感じられましたですか。

裁判員経験者5：そうですね。もう全然何年にしているのか、基準がわからないので、あのデータを見せていただいて、こういう感じなんだなというのは、ただ、裁判官の方から全く一緒はないので、これと一緒にということはないですという説明を受けたので、自分の思っていることを加味することはできたようには思います。

司会者：4番さん、先ほどのお話ですと、示されたデータは恐らくグラフだっただろうということなのですが、これは示された時期は評議のどの、初めの方ですか、それとも後半になるんですか。

裁判員経験者4：後半ですね。かなり評議が尽くされた後で、評議の中で何年というような言葉が我々から出たら、いや、それはまだもうちょっと先ということですね。で、結構、後半、評議を尽くした後で、刑事訴訟法で定められているんですかね、何年から何年って。

司会者：ええ、刑法ですかね。

裁判員経験者4：刑法。まずその説明があって、で、判例。といっても勝手に皆さん方判断できないでしょうということで、今までの判例を見せてもらって、で、よく似た事例を二、三、紹介していただいたような記憶があります。具体的にはほとんど記憶残っていないんですけども、この事件とよく似た事例を二、三件紹介していただいたような気がします。それがちなみに何年だったか、猶予がついたか否かというふうな辺りを紹介してもらって、その後でどうぞというようなことやったんですけど、出ないから、紙に書いて、投票してみましようかという形で。で、先ほど3番の方おっしゃったように、終わって、また評議が、これでよかったんですかねというようなことでもう少し時間を延ばされてしまったので、かなり煮詰まってからだったように思います。

司会者：ありがとうございました。あと何か聞いてみたいことがありますか。

宇野弁護士：済みません、ほとんど僕から質問していて申し訳ないんですけど、評議が尽くされた段階で量刑のデータが出てきましたというお話が複数の経験者の方から出たと思うんですが、そうすると、じゃあ、さかのぼって、それまでの評議では一体どういうことを話していたのかというところに関わる質問をしたいんですけども、量刑というのは一体どういうふうを考えるのか。例えばどういう事情を考慮するのか、あるいはしないのか。2番さんなんかだとかなりその弁護人の方から背景事情について詳しい主張、立証があったみたいですけども、どれが取り上げるに足る事情で、どれは、これは考慮すべき事

情ではないよねとか、そういうところについて、裁判官の方から何か説明があったのかどうか。あったとすればどういう説明だったかというのを聞いてみたいなと思うんですが。

司会者：恐らくその辺りは裁判官はかなり力を入れて説明しているところではないかなと思うんですけれども、恐らく評議のかなり最初の段階、量刑の評議に入る最初の段階ぐらいで説明するのが通常かなと思うんですけれども、御記憶がある方から御紹介いただければありがたいんですけれども、御記憶はありますでしょうか。かなり前のことなので。2番さん、お願いいたします。

裁判員経験者2：説明という意味では、やはり我々全くの素人というところもあったので、さっきもちらっと言ったんですけど、その裁判員というところのシステムから説明があって、特に一番、背景、弁護士の方からは背景、そこに至るまで、いろんな、それまでにちょっと今回の事例でいくと、ちょっとそれまでも不幸な話がちょっといろいろあったりというところもあって、特に病気のところですね。心神耗弱か否か、心神耗弱ともう一つ何だったかな。心神喪失ですかね。そこでの論点、そこが、それについての説明というのも裁判官の方からも概要というか、心神耗弱とはこうですよというような説明はしていただきました。

司会者：あと量刑はこうするんですよ、量刑のときに基本的にここを重視しますという。それから、そもそもその量刑というものは何に対する判断なのかというような説明をさせていただいているのかなと思うんですけれども、そこはもう余り記憶にございませんか。

裁判員経験者2：あくまでもその罪を償うというところの説明というんですかね。というような概要で説明はいただいたかとは思いますが、その数字云々というところは、やっぱりそのときの担当されている裁判官の方のそれまでの経験でこういった事例って、さっきのデータベースの話もあるんですけれども、裁判官の方もそれまでいろいろ経験されて、さらに奥深いところを見られているんで、そういったところも、自分のときは若い方とまあそこそこベテ

ランの方2人というあれだったので、経験則というところはありません。

司会者：どうもありがとうございました。そのほかの方、覚えておられる方おられますかね。では、5番さんどうぞお願いいたします。

裁判員経験者5：私たちの裁判はほかの方と違って、まず被告人が犯人か、犯人じゃないのかというところから始まったので、そこにすごく時間をかけたんですね。で、判決も何年というのも、その次に時間をかけたのが何年かというような気がするんですけども、まず、ほかの方はもう犯人というのは確定で、2日前ぐらいの夕方ぐらいから何年という話をしだしたと思うんですね。だから、だから何やろう。

司会者：その最初に何か量刑というのはこうなんですよという説明が最初にあったと思うんですけども、内容は覚えておられますか。

裁判員経験者5：量刑に関しては、私たちの、裁判員たちの感覚だけで決めてしまうと被告人の不利益になるから、ある程度の決まったというか、ここからここみたいなものは必要ですとは言われたような気がします。

司会者：どうもありがとうございました。

宇野弁護士：もう1点いいですか。

司会者：はい、もう1点、はい、どうぞ。

宇野弁護士：被告人が家族を抱えている、お子さんがいらっしゃるという事情を量刑に当たって考慮するというのは余り一般的ではないような気もするんですね。そこについては、どういう議論が出たのかという、どういう形でそれを量刑に落とし込んだのかというところなんですけど、データでも多分、被告人に家族がいるというデータ検索はできないと思うんですよ。ちょっとここが気になるんですけど。

司会者：そうですね。ただ、まあ、評議の中で個別、どんな意見が出たのかというのはちょっとストレートに聞きにくいところでもありますので、家族、それから子供の存在などをどう受けとめられたのか、個人の感想で結構でございますので、その辺り、3番さんと5番さんからお願いいたします。

裁判員経験者 3：今、記憶している範囲ですけれども、裁判官加えて9人と補充裁判員入れて11人のときには、その子供2人いるとか、そういう話は出なかったです。あくまでも何か事実に基づいて冷静な運びだったと思います。裁判員だけの、一般素人の中では子供2人でちょっと大変よねという話が、結構話が盛り上がったことで、そういう記憶だけしかございません、済みません。

司会者：3番さんの方から御紹介がありましたけど、5番さんの方の御印象はどうでしたか。

裁判員経験者 5：ただただ、被告人の方に更生してほしいというのがみんなの意見だったんですね。で、確かに評議、正式な評議のときにはお子さんがどうか、奥さんがどうかという話は出なくて、ただ、更生する年を考えたのは評議ではしました。出所できる年、だから、判決何年にしたら仮出所というのは何年ぐらいでできるんやろうとか、そういうのは協議はしましたけれども、お子さんがいてるからまけたらうみたいなものはなかったです。

司会者：ありがとうございました。

では、ちょっと拙い司会で申し訳ありませんでしたが、時間も大分押してきましたので、あと最後に一言、皆様方から、まあ、先ほどもちょっと触れたんですけれども、評議の中で誰がどんな発言したのかということは守秘義務がありますよということは、最後に、あるいは最初にも御注意があったと思うんですけれども、その辺り、経験者の皆様、どんなふうにとめておられるのか。1番さんの方から御感想を伺えますでしょうか。1番さん、どうぞお願いいたします。

裁判員経験者 1：私どもの会社も裁判員休暇というのがありまして、裁判員に選ばれた時点でそういう申請を出したら有給とは別に1週間なり10日なり、その裁判の期間は休めるんですけど、そのときに直属の部長であったり、人事の担当者からいろいろ裁判中のこととか聞かれるんですけど、一切それは言えませんということで突っぱねたんですけどね。まあまあ、その僕の会社でも、また僕自身が一番最初の裁判員に選ばれたということで、非常に興味津々で、こ

れからの人事の指導に役立てたいから、どんなことを聞かれたんかとか、どう
いうふうな形で話が進むのかというのを、どこまで話していいのかどうかとい
うのもわからへんかったんで、裁判に関しては一切お答えできませんいうこと
で、何も話していません。こんな形でいいでしょうかね。

司会者：はい、ありがとうございます。2番さんは守秘義務についての御感想と
いうのは、これはやっぱりない方がいいというような御感想なんでしょうか。

裁判員経験者2：守秘義務、この裁判員制度についてですよね。

司会者：評議の中で発言とか、それから評決が何対何であったのかということだ
けが守秘義務があって、まあ、御感想とか、話の進め方などは特に守秘義務は
ないということなんですけど、やはりこういう分け方というのはわかりにくいで
しょうか。

裁判員経験者2：守秘義務、確かに誰が何を言ったというのが余りにも特定され
てしまうと、場合によってはかなり過激な発言が出る場合もあると思うので、
それは後々、何らかの拍子で世間一般に誰かが特定されると、かなり危険なこ
とにはなる、危険というか、それぞれ大変なことになるのかなあという気はす
るのである程度の歯止めは必要かなと思うんですけど、それによって進め方云
々まで、何か逆に、何もかも言っちゃいけないんじゃないかというふうなとこ
ろがちょっと逆に出てきちゃう。逆に、もっと知らなきゃいけない制度なのか
なあとってはいるので、そこのバランスはちょっと難しいところかなと思っ
ています。

司会者：ありがとうございます。3番さんから守秘義務についての御感想があり
ましたらお願いします。

裁判員経験者3：裁判長の方からは傍聴席で一般の人が聞いているんだから、そ
れで知り得た情報ぐらいは別に言ってもいいから、ただ、今おっしゃったよう
に、みんなで議論している内容、誰がこういうふうに言っていたということは
絶対それは言ったらだめだと。あとはもう、そんなに肩の力を抜いてほしいと
言われたんですが、会社の方で、東京の方で経験者、大阪の方でも経験者がお

られて、会社の者が興味津々いろいろ聞いて、一切その人は言わなかったということを知りまして、私も周りから聞かれたんですが、やっぱり言えなかったです。ただ、勉強になったと。それと家庭では女房からいっぱい聞かれたんですが、やっぱり言えませんで、最後、けちんぼと言われてまして、それで終わりました。そんな状況でございます。

司会者：どうもありがとうございました。4番さんから守秘義務についての御感想がありましたらお願いします。

裁判員経験者4：守秘義務というのは今どんな組織でも当然ありますし、私、実は公務員だったので、特に違和感は全然ないです。先ほど2番の方おっしゃったように、裁判長の方から、今回の守秘義務の内容についても説明していただきましたので全く違和感は何も感じていません。

司会者：ありがとうございました。5番さんからいかがでございますでしょうか。

裁判員経験者5：私も3番の方と同じ裁判だったので、裁判長から最初にそういう説明は受けたんですね。なので、私は親とかに言ったら、うちの親が傍聴に来てしまいまして、めっちゃ笑われたんですけど。だから、私は裁判のところは割と友達とかに話をして、今度一緒に傍聴に行こうという話はしました。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、今日は報道機関の方からも傍聴に来ておられる方がおられますので、質疑応答の時間、若干残っておりますので、もし御質問がありましたらお願いいたします。

記者：今日は貴重な御意見ありがとうございました。

量刑の考え方で1点質問がありまして、これはちょっと別の裁判員の方から聞いた話なんですけれども、量刑を考えるに当たって、実際その被告人が刑務所でどういう暮らしを送るのか、例えば何時に起きてどのくらい刑務作業をするのか、こういう話を聞いたら、例えば1か月なり1年なり、量刑の差が出るときにもっとリアルな、どんな違いがあるのかというのを感じることができるかなという御意見がありまして、今日お集まりになった裁判員の方、その点

で、刑務所についての説明で物足りないなというふうに感じた方がいらっしやいましたら、お話を伺えたらと思います。

司会者：それでは全員の方に御質問させていただいたほうがよろしいですかね。

記者：物足りないなというふうに感じた方がいましたらお願いしたいと思います。

司会者：では、もう少しその評議の中で服役というものがどんなものなのか聞いてみたかった。やっぱり量刑する上で、その辺りは基本的な情報としてぜひ紹介すべきじゃないかなという御意見の方おられましたらお伺いしてみましようか。では、1番の方どうぞ。

裁判員経験者 1：直接の服役作業云々かんぬんじゃないんですが、私が量刑決定するに關しましてちょっと思ったのは、仮釈放という制度なんです。まあまあ、テレビとか小説等々のイメージしかありませんので、真面目に過ごしたら7割とか6割とかで出所するんじゃないかと、そんなイメージがありましたので、それをちょっと裁判長に伺ったことがあるんですけど、いや、それは仮釈放というのは言うほど認められていないですよ。で、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、言うても、大体80%以上の服役がないと仮釈放というのはありませんよということを言われて、ああ、なるほどなあと、仮釈放という制度はなかなか僕らが一般的に入っている知識ほど緩やかな制度じゃないねんなというのを感じた覚えがあります。

司会者：どうもありがとうございました。そのほかの方で服役、受刑というものについての情報、ここがあったらというような御感想をお持ちの方おられますか。では、4番さんどうぞ。

裁判員経験者 4：確かに今おっしゃるとおり、受刑の中身ですね、服役のどんな形で1日を過ごしているか、我々全く知らないわけで、その辺も含めて情報提供していただいたほうが、より一層責任のある判断が下せるんじゃないか。中身も知らないで、7年、5年と、勝手に数字だけ言っているような、今ちょっと、今、聞いて、あ、なるほどなというふうに感じました。

司会者：ありがとうございました。

記者：ありがとうございました。あともう1点、守秘義務のところ、奥様にもお話しできなかったという方がいらっしゃいましたが、本当はもう少し話したいなという思いもお持ちなんではないかな。

司会者：では先ほどは3番さんだったと思うんですけど、もうちょっとお話。

裁判員経験者3：女房の方もそれ以上しつこく追いかけてこなかったの。ただ、やっぱり私個人的には裁判員裁判に参加する前と後と、ちょっと考え方が変わりました、家庭でも女房の意見をじっくり聞く感じになってきたような気がしましたですね。それが仕事とかいろんなあれでもやっぱり少し役に立ってきているんじゃないかという、自分で勝手に錯覚しているんですけども。そういうことはすごく落ちついて人の話を聞ける、全然反対意見でも聞くという場面を与えられて、私としてはよかったなあと、しみじみ思っております。

司会者：そう言っていただくと非常にありがたいです。どうもありがとうございました。

記者：ありがとうございました。

司会者：ではよろしゅうございますでしょうか。

それでは、今日、本当にお集まりの経験者の皆様方には本当にお疲れさまでございました。本当に貴重な御意見をたくさんうかがえて、本当に私も良かたと思います。ぜひ今後ともこの意見を生かして、より良い裁判員制度が根づいていくように、私どもも努力してまいりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

以 上